

令和6年第6回定例会

江東区教育委員会会議録

令和6年6月28日（金）

江東区教育委員会

令和6年第6回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和6年6月28日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和6年6月28日（金）午前10時33分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一郎（教育長）、本田和恵（教育長職務代理者）、安部敏啓、鈴木清人、浅野美智子
- 5 出席職員 青柳教育委員会事務局次長、梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、瀧澤庶務課長、西尾学校施設課長（整備担当課長兼務）、佐久間学務課長、金指指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、大田地域教育課長、吉木江東図書館長、菅原文化観光課長
- 6 報告事項
 - (1) 令和6年第2回区議会定例会（教育委員会関係）について
 - (2) 江東区文化財の登録について
- 7 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和6年第6回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議について傍聴したい旨2名の申出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。

（傍聴人入室）

本多教育長 本日の会議録署名委員を御指名いたします。安部委員、鈴木委員にお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。

報告事項1 令和6年第2回区議会定例会（教育委員会関係）についてを説明願います。

事務局次長。

青柳教育委員会事務局次長 それでは、令和6年第2回区議会定例会の教育委員会関係について御報告いたします。

資料1を御覧願います。令和6年第2回定例会は、6月11日及び12日の本会議で7名の代表質問、7名の通告による質問が行われ、全体

で49本の質問がございました。このうち、教育関連では資料に記載のとおり8名の方から質問がございましたが、質問と答弁の概要は、資料記載のとおりでございますので、ここではポイントを絞って御説明をさせていただきます。

まず1人目、自民・参政・無所属クラブの川北直人議員は、代表質問で、「教育施策について」として、コロナ禍の総括と今年度の取り組み方針、子ども達からのSOSを見逃さない取り組み、校内別室指導支援員のあり方、運動会のあり方、離任式のあり方についての質問があり、子ども達のSOSを見逃さない取り組みについては、今年度、「Action24」をキーワードに、つかんだSOSをその日のうちにより早く対応するとともに、こどもたちへのSOSの出し方教育にも力を入れる旨の答弁をいたしました。

2ページをお願いいたします。2人目、新時代の徳永雅博議員は、代表質問で、「教育推進プランの進捗状況と課題について」とし、コミュニティスクールの現状と課題、不登校対策の現状と今後の対策、中学校部活動における地域移行の取り組み、区立幼稚園跡地の有効活用についての質問があり、令和5年度の中学校休日部活動試行事業の実績として、運動部活動は健康スポーツ公社、文化部活動は文化コミュニティ財団と連携し、多様なプログラムを実施し、延べ460名の生徒が参加。今年度は拠点方式でモデル部活動を施行する。方針・計画については、「休日部活動の地域連携・地域移行推進会議」において、こどもの意見を取り入れながら検討、策定する旨の答弁をいたしました。

3ページをお願いいたします。3人目、共産党の大嵩崎かおり議員は、代表質問で、「教育問題について」として、教育費負担の軽減、学用品の無償化、給付型奨学金の拡充。不登校対策、南部地域へのブリッジスクールの設置、校内別室指導事業の拡充。特別支援教育、特別支援教室、自閉症・情緒障害特別支援学級の増設、特別支援学校の増設についての質問があり、校内別室指導事業については、成果と課題を認識しており、第3次不登校総合対策「KOTO こどもかがやきプラン」を基に、不登校児童・生徒のみならず、誰もが安心して過ごせる取り組みの充実、本事業の拡充を含めてよりよい方策を検討する旨の答弁をいたしました。

5ページをお願いいたします。4人目の自民・参政・無所属クラブのやしきだ綾香議員は、通告質問で、「江東きっずクラブについて」として、質の向上、職員の研修内容の充実と強化、職員の処遇改善についての質問があり、職員の処遇改善については、国・都の補助金を活用した処遇改善に取り組んでいるものの、平成22年度のきっずクラブ事業開始以来、委託料の根本的見直しは行っていないことから、まずは委託料積算方法について検証する旨の答弁をいたしました。

また、「区立幼稚園について」とする質問では、方針の見直し、3歳児保育と預かり保育の拡充、小学校との併設園の検証と強化、区立幼稚

園の位置づけについての質問があり、区立幼稚園の位置づけについては、区立幼稚園は長きにわたる幼児教育の実績を有し、区内保育所等との実践事例の共有にも努めるなど、本区幼児教育に欠かせない重要な役割があると認識しており、区立幼稚園を各地域の幼児教育のセンター機能として位置づけ、効果的な活用について検討する旨の答弁をいたしました。

5人目の公明党の矢次浩二議員は、通告質問で、「教育支援等について」として、教職員の働き方改革、教育データの利活用による今後の取り組み、本区の教育データの利活用の状況、まなびポケットなどのツールの活用についての質問があり、教職員の働き方改革支援については、教職員勤怠管理システムのほか、保護者への緊急時一斉連絡システム「すぐーる」や、学校給食に対応したアレルギー管理システムの運用、テスト採点ツールを全中学校に導入し、いずれも教職員の負担軽減につながっていると考えており、引き続き、取り組みを進める旨の答弁をいたしました。

6人目の共生の古賀じょうじ議員は、通告質問で、「教育」として、救急救命講習への窒息時演習の追加、地域防災訓練への児童・生徒の参加促進、不誠実な報道への対応、英語：TOKYO GLOBAL GATEWAYへの再訪、部活動の未来についての質問があり、TOKYO GLOBAL GATEWAYへの再訪については、現在、小学校5年生が全校で実施しているが、英語学習を積み重ねた中学生が再訪することは貴重な機会になると捉えており、実施について引き続き検討する旨の答弁をいたしました。

7人目の公明党の山下金吾議員は、通告質問で、「誰一人取り残さない教育環境の推進について」として、児童・生徒に対する相談体制の拡充、ICT等を活用した不登校支援についての質問があり、「5 to 9 マンデーなんでもチャット相談」等の実績を報告するとともに、今後はSNSによる教育相談の活用がさらに進むよう、こどもたちからも意見を聞きながら、対象年齢や相談日、相談時間帯の拡充について検討する旨の答弁をいたしました。

9ページをお願いいたします。8人目の自民・参政・無所属クラブの吉田由紀子議員は、通告質問で、「オーガニック給食の実現に向けて」として、過去の実績、他自治体との連携、こどもたちの農業に対する理解促進についての質問があり、農業に対する理解促進については、都とJAが連携実施している食農教育事業に各学校の栄養士が参加し、講座を実施しているほか、学校で本区伝統野菜の栽培や田植、稲刈り体験などの食育を進めており、今後も食育推進計画を基本とし、可能な限り学校給食にオーガニック食材を取り入れていく旨の答弁をいたしました。

一般質問につきましては、以上でございます。

次に、特別委員会について御報告いたします。11ページを御覧願います。

6月13日に一般会計補正予算第2号を審査する令和6年度予算審査特別委員会が開催されました。

補正予算につきましては、5月24日の教育委員会定例会におきまして御可決いただいた2事業を提出いたしました。都の補助事業見直しを踏まえた「幼稚園等における未就学児の定期的な預かり事業」の拡充経費及び都が実施する幼保共通プログラム「とうきょうすくわくプログラム」に係る経費、合わせて3,088万9,000円を増額補正しております。

予算審査特別委員会の質疑につきましては、表に記載のとおり、総括質疑、教育費で各会派4名、金子議員、中根議員、加藤議員、松澤議員の各議員から質問があり、教育委員会の担当課長が答弁しております。

次に、6月20日の文教委員会につきまして、御報告いたします。12ページをお開き願います。

議題は、記載の22件です。まず、議題1、議案第49号は、5月24日の教育委員会定例会で審議の上、決定いただいたもので、奨学資金の返還に係る民事訴訟の提起について賛成多数で可決されました。

次に、議題2から21が陳情でございますが、いずれも前期区議会に同一趣旨もしくは同様の趣旨が含まれた陳情が出されていたものでございます。

新規の主なものを御説明いたします。

まず、議題19は、令和4年度に私立幼稚園でこどもが骨折事故に遭った保護者から、教育環境の改善のため、区に調査、指導を求める陳情で、区としては、既に一般検査を実施し、園に指導を行い、改善されていること。保護者から被害届が出されており、警察捜査の結果、違法性が認められれば規定どおり特別検査を実施する旨の説明を行い、継続審査となっております。

議題20は、区立図書館のこども向けコーナーにLGBT等の書籍を置かず、一般コーナーに移動するよう求める陳情で、区としては、「江東区立図書館資料収集方針」、「図書館資料選定基準」及び「江東区男女共同参画推進計画」等に基づき適正に実施している旨の説明をし、継続審査となっております。

簡単でございますが、議題につきましては以上でございます。

次に、2の報告事項及び3の協議事項につきましては、資料に記載のとおりでございますが、2の報告事項につきましては、教育委員会定例会におきまして御報告いたしました案件でございますので、説明は省略させていただきます。

また、3の協議事項、東京都に対する要望事項につきましては、協議の結果、文教委員会として東京都に要望する事項は特にないということで、実施しないこととなりました。

以上、大変長くなりましたが、令和6年第2回区議会定例会の報告と

させていただきます。

本多教育長 本件について、質疑願います。
鈴木委員。

鈴木委員 区立幼稚園の廃園を含めた方針が出て、区立幼稚園が減っていくというのは大変残念でありますけれども、基本的には前向きに、さらに区立幼稚園の質を高めるような政策を打っていかなくちゃいけないと思っています。

そこで、3歳児保育、預かり保育を新たにやっていくというふうな方針も出ているんですけども、これに関しては、地域、それから全体的に、どのような意見が今のところ多いか、教えていただきたいと思えます。

本多教育長 学務課長。

佐久間学務課長 今回の区立幼稚園の在り方の関係で、基本方針を改定する内容として、3歳児保育については、令和7年度から、つばめ幼稚園と第五砂町幼稚園で開始しますということに関しては、区立幼稚園の3歳児保育というのはニーズがあるのでやってほしかったという意見がございました。

預かり保育につきましては、今回の改定の中では、現状の2園、豊洲と南陽でやるということを経営して、新たな園ではやらないというふうにしております。預かり保育についても、そういったニーズがあるのでやってほしいという意見が出ていますけれども、預かり保育については、私立園のほうでやってございますので、その辺りの配慮があるので、今回の方針の中ではやらないというふうに整理しておりますという説明はしてございます。

以上でございます。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 そうすると、近くの私立幼稚園でやっているところを配慮しながら方針を立てていくということですが、そういう近くでないと、特に私立幼稚園がないという幼稚園に関しては、預かり保育を推進していくというふうな計画はあるのでしょうか。

本多教育長 学務課長。

佐久間学務課長 預かり保育につきましては、今回の方針を進めながら、その時々ニーズを捉えながら検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

本多教育長 ほかはいかがでしょうか。
安部委員。

安部委員 御説明、ありがとうございました。
運動会の件なんですけども、地域からも、何で勝敗をつけないんだという声はいまだに受けています。例えば、ある学校はスポーツフェスティバルという言葉に変えたりして、運動会色が過去のイメージからちょっと脱却できたらいいかなど。もう考え方も変わっていて、熱中症の問題だとか、様々な問題に取り組む中で、やり方を変えるといいますか、別になくしているわけじゃなくて、どんどん移ろいをしているということ、もう少し何かうまく理解してもらいたいなという気持ちがあったりします。
例えば、運動会という言葉とかは、教育委員会として各学校にその言葉を維持するようとか、または、変えるようという指示というのは特段あったりするものなんですか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 名称ですけれども、コロナ禍を経て、体育発表会ですとか、スポーツフェスティバルなんていう学校が増えてきているというふうに認識しています。名称を統一したり、そういった周知はしていないんですが、改めて会の趣旨を確認したり、こどもが主体の会になるよう周知をしているところです。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。
ちょっと別になりますが、文教委員会の議題をいつも御報告いただくと思うんですけれども、大体継続で、毎回すごくたくさん積み上がって大変だなと思っているんですが、これはちゃんと区としても回答しているにもかかわらず継続になっているのかなど。何となく、どうなるときれいになるのかが、いまいち分からないんですけれども、その辺は、何か、誰が決めるのかというか、どういうものなのか、ちょっと仕組みを教えてもらえると。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 議会の委員会における陳情審査の件かと存じます。こちらはあくまで

も、議会の委員会の中でどのような取扱いにするかというのは、まさに委員の中で審議をいただくということで、最終的には委員長が判断します。

これまでの経緯ですと、やはり継続になっているというのは、その内容について、当然、最終的には採択、不採択、あとは審査未了ということで、これ以上審査をしても、内容について成立しないということで、もうこれは終わりにしますよという3つの選択方法がございますけれども、やはり多くは陳情者の意図、願意を酌んで、もう少し調査研究を続けていきたいと思いますということで、委員の中で同意を得た上で継続になっているものでございます。

ただ、正直なところ、今回、委員会の前に、全体の委員会の進め方の案内の中で、議会としても、やはりその一定の結論を出すように積極的な審議をしていこうということで、議会の中でも御意見があるようですので、最終的には当然、文教委員会でしたら文教委員会の中でこれをどう取り扱うかというところですが、やはり今、委員がおっしゃられたように、継続でずっと積み上がっているというのはいかなものかという意見があるということは、議会の中でもあるというのは伺っているところでございます。

以上です。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 江東区文化財の登録についてを御説明願います。
文化観光課長。

菅原文化観光課長 それでは、恐れ入ります。資料2を御覧いただければと存じます。

江東区文化財の登録について御説明をさせていただきます。

今回、1、有形文化財（建造物）といたしまして、壁泉と滑り台。2、有形民俗文化財として、海苔生産用具及び関連資料ということで御報告させていただきます。資料裏面にお写真等をつけてございますので、御参照いただければと思います。

それでは、順番に御説明いたします。

まず1、有形文化財（建造物）、（1）壁泉でございます。

こちらは白河4-3-27 江東区立元加賀公園にある壁泉となっております。それから、（2）の滑り台につきましては、千石2-9-22 江東区立川南公園にある滑り台となっております。こちらは関東大震災以降、大正13年から昭和5年にかけて、震災復興事業の

一環として、国と東京市にあった3つの大きな公園、浜町、隅田、それから錦糸公園が造られました。また、それと併せて52の小公園が造られてございます。

江東区内では、このうち7つの小公園が造られてございます。元加賀公園、八名川公園、森下公園、臨海公園、扇橋公園、東陽公園、川南公園という形になってございます。それぞれが復興小学校に隣接して造られてございます。

復興公園は不燃化ということを目的にされておりまして、鉄筋コンクリート造りの小学校に併設された形となっております。小学校と公園が一体となって地域コミュニティの中心となるように配慮されており、また、災害時には近隣住民の避難場所ともなる場所でございます。

このうち、元加賀公園にある壁泉につきましては、造園された当時の図面と全く同じ位置に現在も配置されております。また、構造や外観についても変化が少ないことが分かっております。現状、塗料等の剥落は若干あるものの、壁泉の保存状態は極めて良好でございます。しかしながら、現在、水は止められている状況でございます。

また、このような復興公園の中で壁泉を残している公園というのは、元加賀公園のほかには、文京区にある元町公園、こちらの2か所という形になってございます。

また、滑り台につきましても、建設当時、昭和6年頃の図面から同じ位置に設置されていることが分かっております。平成元年の公園改良工事の際に滑り台の一部、階段の修復はされているんですけども、昭和初期に建設された鉄筋コンクリート造りの滑り台としては、区内で唯一の現存している事例となっております。以上の理由から、文化財保護審議会に諮問いたしまして、答申をいただきましたので、今回登録させていただくものでございます。

続きまして、2つ目、有形民俗文化財、海苔生産用具及び関連資料になります。こちらは江東区が保管場所という形になってございます。こちらにつきましても、以前、江東区内では海苔生産が盛んに行われておりましたが、区内にあった漁業協同組合が漁業権を放棄したということもありまして、海苔生産組合員の方が使用していたものを寄贈いただいたという形のものになってございます。

海苔生産用具及び関連資料といたしましては、平成30年に35点が既に登録されておりますが、今回新たに10点を追加登録し、合計45点とするものでございます。

海苔養殖につきましては、江戸時代中期に品川・大森辺りで始まりまして、明治時期になりますと、東京湾、台場の全域で行われるようになっております。江東区域でも、深川地域では明治18年ぐらいから、城東地域では明治19年ぐらいから、それぞれ養殖が許可され、盛んになったという経緯がございます。江戸前の海を舞台に海苔生産活動を行い、

東京をはじめ、各地の食文化を支えた、そういった産業になっておりました。

しかしながら、経済の発展とともに水質の汚染が進みまして、戦後の埋立てといった事業の実施等もありまして、徐々に衰退していき、昭和37年12月に漁業権を放棄したといった経緯がございます。

資料は、全て寄贈いただいたものとなっております、直近では令和5年に3点の寄贈もございました。

区では長年、こういった民俗資料を収集してきましたが、海苔生産用具は区の歴史文化、ひいては江戸前の海を語る上で欠かすことができない貴重な資料であると考えておりまして、今回、将来へ残すべき貴重な民俗資料として登録させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明、ありがとうございます。

まず、有形文化財のほうなんですけれども、実は毎日、この壁泉は私は見ておりまして、この周りをうろうろごみ拾いをしています。この壁泉と滑り台、実際、壁泉は公園にあるだけで特段使われておりません。ただ鎖にこうなってますね。川南小のほうの滑り台は、こどもたちが使っているという状況で、これは具体的に有形文化財になると、何がどう変わるんでしょうか。

本多教育長 文化観光課長。

菅原文化観光課長 文化財になりますと、要は保存をしていく、保護をしていく、そういった位置づけになりますので、例えば補修なども文化財の補修として、文化観光課のほうで予算を取って修繕、もしくはこの持ち物が民間の方になりますと、補助金をお出ししたりとか、保存、維持するための一助をさせていただくという形になります。

御指摘の元加賀公園の壁泉でございますが、現状は水が通っていないという状況になります。ただ、裏にパイプは付いておりまして、パイプを見ますと、物としてはそれほど古くないパイプが付いております。なので、ちょっと通水確認まではしておらないんですけれども、今後、機会を見て、その辺も確認したいと文化財係の中ではそういった話もしているところでございます。

滑り台につきましても、現状、委員がおっしゃるように、ここはこどもたちが使っている滑り台になります。ただ、若干滑り台の滑るところに、ひび割れなども生じているところでございますので、今後、その辺、

こどもたちの怪我などにつながらないように方策なども必要になってくるのかなと考えているところでございます。

川南公園につきましては、この滑り台以外にも、新しくできた金属製の滑り台もございますので、新しい滑り台と古くからある滑り台、その両方が楽しめるような公園になっているものと認識しております。以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

個人的には、文化財になる、ならないはどうでもよくて、なったことで、例えばこれは公園にあるものなので、こどもたちが何か使えるものにつながるならいいんですけども、文化財になったから余計に守らなきゃということ、触れないものになっていくというのは避けてほしいなと思います。

特に、この壁泉のほうについては、場所を取っているだけと思われがちなんですよね。せめて水でも出ていれば全然違うんですけど、僕、今までで水が出ているのを見たことがないんですよ。それは逆に、今まで何で出てなかったのかもちょっと分からないんですけども、その辺の経緯とかを踏まえて御確認いただいて、使えるものであれば、水があるだけでも何となく気分がよかったですから、何かその一助になればなと思っています。

もともと、これは両方とも公園の中にあるものなので、区としてきちんと管理していたものなので、何か管理の主体が変わるだけなのかなと思うと、どのぐらい意味があるのか、ちょっと自分にはまだ理解できていないので、何かせつなくなつたので、文化財になったことの、やっぱりなつたらいいほうになっているねというのが分かるようになると、やりがいにもつながるのかなと思います。

先般、教育委員会で出された絵はがきで振り返るというのがありますね。あれにもちゃんと載ってましたから、その辺、もっと高めてみんなでもいいものだよと何かやれたらいいなと思います。

次の海苔のほうなんですけれども、10点といっても、ほとんどこの賞状とかですよ。6点が賞状とかなので、これをどうやってそんなに大切にしていくのか、何か皆さんに伝えていくのか、難しいところがあるのかなと思うんですけども、これはまた船番所とか、どこかで見られるようになっていくんでしょうか。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

菅原文化観光課長 おっしゃるとおり、こちらの品物は、中川船番所資料館で保存してお

りまして、こちらも展示をさせていただく。一番大きなのは船を、これは常設で3階に展示しておりますし、あとは企画展などを通じて、こういった賞状とか、そういったものも見ていただけるような機会をつくっていきたくと考えてございます。以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。
鈴木委員。

鈴木委員 私も、安部さんの追加質問で、壁泉の話なんですけれども、これは有形文化財ということに指定されると。どういうものかという説明板みたいなが現状あるのか、ないのか。やっぱり説明が欲しいような気がするんですよね、せっかく、何でこれがここにあるということなので。何で元加賀にあるのかということも含めて、歴史的なものをちょっと書いていただくと、より、みんなが見てくれるんじゃないかなと思うのと、それから、今安部さんがおっしゃったけれども、公園の中にあるので、鎖は要らないんじゃないかと。鎖があると、入っちゃいけないということになるので、やっぱり鎖なしにすれば、本加賀小学校の子が、草を取ってくるんじゃないかと、雑草を。そういうふうな形で、お隣の学校も声をかけて、みんなで保存、管理しましょうねみたいなのがいいんじゃないかなと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

本多教育長 文化観光課長。

菅原文化観光課長 元加賀公園の壁泉、公園の由来ですとか、こういった説明があったほうがいいんじゃないかというお尋ねかと思えます。

実は、この壁泉の手前に説明板を設置してございます。ちょっと写真には写っていないんですが、この写真のちょうど右側のほうに、復興公園であることですとか、そういった結構大きめの説明板を設置してございますので、もしよろしければ、今度。

鈴木委員 じゃ、見に行こう。

菅原文化観光課長 それから、鎖があって入りづらいというのは確かにおっしゃるとおりでございますので、今後、公園の管理との兼ね合い等もあるかとは思いますが、文化財の保存だけではなくて、利活用ということも大きなテーマかと思えますので、そういった面で有効な保存、活用方法というものを検討する中で、この辺の鎖の取り扱いについては、公園の管理部門とも連携させていただいて、なるべく触れる機会が持てるように調整してまいりたいと考えております。ちょっと検討はさせていただきます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、たくさんの御意見をいただきました。どちらにしても残すもの、いいものだから残すというところがありますし、全てが小学校に接しているというところも、とてもいいところだと思うんですね。先ほど説明があった復興小学校のところに、これ以外にも、八名川公園とかみんなそうですけども、残っているということが大事で、先ほど安部委員からも話があった、絵はがきで振り返る復興小学校の話、とてもいい資料ができたと思うんですけども、もう少し学校が、あれはもう少し具体的に理解できるようになったりとか、今回のことも、学校の隣にある公園のものが、こうやって登録されたってとてもいいことで、こどもたちも分かってくると、自分たちの学校の自慢になったり、誇りに思ったりというところがあると思うので、そういった連携をうまく図れるといいかなと思います。

特に、先ほど鈴木委員からもありました、こどもたちが雑草を抜くとか、愛する気持ちが高まってくると、そういったものが出てくると思うので、うまくそういったこととつなげていけると、登録された意味というのも出てくると思いますので、様々御意見がありましたので、文化観光課のほうでうまく対応していただければいいかなと思っております。

以上で、本報告を終了いたします。

それでは、以上で本日の案件が終了いたしましたので、傍聴人の方は事務局の指示に従い御退出願います。ありがとうございました。

(傍聴人退室)

本 多 教 育 長 それでは、以上をもちまして、令和6年第6回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。